



全ト協発第370号（環・適）  
令和6年10月15日

各都道府県トラック協会会長 殿  
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関  
公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本克己



## 「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について」等について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年5月15日に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和6年法律第23号）が公布されたことを受け、令和6年10月1日付にて、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）の一部が改正されました。

これに伴い、下記の関係通達が改正され、国土交通省物流・自動車局から令和6年10月1日付で別添のとおり発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

### 記

- ・「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について  
（令和6年10月1日付け、国自安第77号の3、国自整第146号の3）
- ・「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について  
（令和6年10月1日付け、国自貨第363号の3、国自安第78号の3、国自整第147号の3）

以上

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019